

令和6年度（2024年度）第3回東海市協働推進体制づくり検討委員会 次第

日 時 令和7年（2025年）1月28日（火）
午後2時

場 所 東海市役所403会議室（4階）

1 開会

2 報告

- (1) 第2回とうかいK y o - D o（協働）キックオフミーティングについて【別紙1】
- (2) 第2回東海市協働推進体制づくり庁内検討会議結果について

3 意見交換

- (1) 市民活動センターの機能充実について【別紙2】
- (2) 市民活動団体の状況に応じた各種支援の充実について【別紙3】

4 その他

- (1) 第4回東海市協働推進体制づくり検討委員会の開催予定

令和7年（2025年）3月12日（水）午後2時から午後4時まで
501会議室（5階）

5 閉会

とうかい Kyo-Do 通信

No.2

「小中学校・高校・大学」×「NPO・市民活動団体等」の協働を考える！

第2回とうかい協働(Kyo-Do)キックオフミーティングを2024年12月3日(火)に開催し、NPO・市民活動団体、小中学校・高校・大学、企業等、コミュニティ、町内会・自治会等の関係者の計27人に参加していただきました。



今回は「小中学校・高校・大学」と「NPO・市民活動団体等」との協働について話し合いました。主に、「協働に取り組むための条件」や「パートナーへの期待」、「お互いに大切にしたいこと」について、熱量高く話し合いが進みました。

属性や立場が違えど「大切にしたいこと」は共通している！

前半では、「小中学校・高校・大学」と「NPO・市民活動団体等」ごとにグループをつくり、同じ立場の人同士で、協働に取り組むための「条件」と「期待」を話し合いました。「学び」や「相互理解」といった共通の意見が出されました。

後半では、協働を進める上で、「お互いが大切にしたいこと」について、属性や立場にとられないグループを編成し、議論を進めました。以下、主な意見をご紹介します。

キーワード	内容
学び、成長、主体性	・ 学生、生徒にとって学びにつながることを提供する ・ 子どもたちの主体性を大切に！（脱！お客さん扱い）
相互理解、Win-win の関係	・ 相手の立場も考えて自分の主張も伝える ・ 団体もメリットがあり、学生も学びの経験になる
無理なく、楽しい	・ 負担よりも楽しみが得られる、やらされ感はない活動 ・ 生活ペースが違うため、オンラインも有効活動
継続	・ 将来を見据えた関係づくり ・ 身近なところでスモールスタート&持続的に
情報交換・共有	・ 情報を共有できること ・ 情報、条件のすり合わせ

第3回は、2025年1月17日(金)14時～16時に東海市立市民活動センターにて開催し、「企業等」と「NPO・市民活動団体等」の協働について、意見交換・アイデア出しを行います。

本取組に関するご質問等は下記までお問い合わせ下さい

連絡先：東海市総務部市民協働課 電話：052-603-2211
0562-33-1111（内線 153）
Email：chiiki@city.tokai.lg.jp

発行者：東海市総務部市民協働課



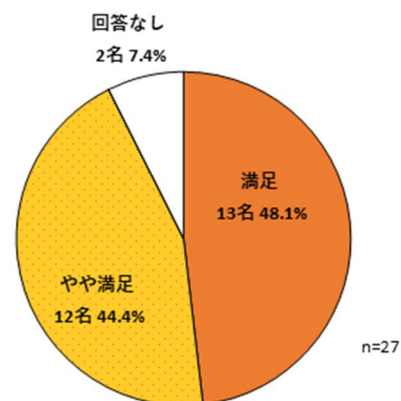
第2回のアンケート結果(抜粋)

1 全体の満足度

- 満足が 48.1%、やや満足が 44.4%、ほとんどの参加者が満足と回答しています。

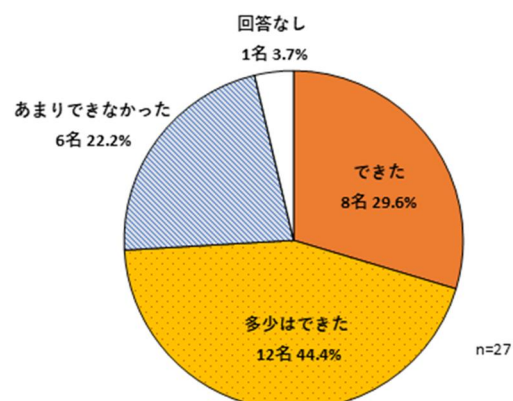
1-1 その理由

- 学校として協働のあり方について考えることができた
- 共通のテーマで会話ができた
- 様々な団体の皆様と話ができて良かった 等



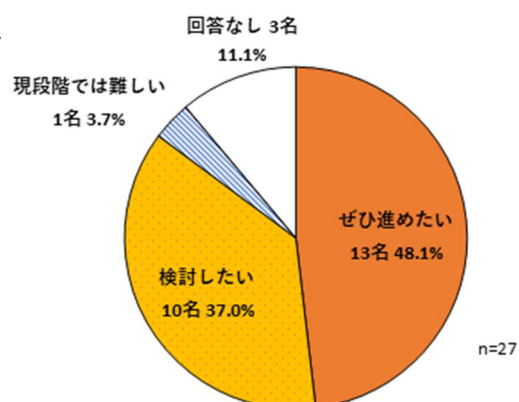
2 小中学校・高校・大学や市民活動団体等との相互の理解や交流を深めることはできたか。

- できたが 29.6%、多少はできたが 44.4%、あわせて7割以上の参加者ができたと回答しています。



3 今後、小中学校・高校・大学や市民活動団体等との協働を進めていきたいと思いませんか。

- ぜひ進めたいが 48.1%、検討したいが 37.0%、あわせて8割以上の参加者が進めていきたい、検討したいと回答しています。



3-1 一緒に取り組んでみたいこと

- 大学生と一緒に、地域で経営のフィールドワーク
- 大学生とスポーツ交流(サッカー)、防災訓練
- 中学・高校と一緒に、不登校の見守り
- 放課後、長期休みの子どもの居場所でボランティア 等

4 今後、小中学校・高校・大学や市民活動団体等と協働する上での悩みや困りごとなど

- 無償ボランティアが前提になりがちなこと
- 学生、先生方がどんなことをしてみたいのか、関わる時がない
- 学校のニーズがわからないので具体的にもっと知る機会があると嬉しい
- 一人ひとりの大学生の状況に応じた協働体制の構築
- 話をするタイミングをいつ設定すれば良いかわからない
- 窓口等の明確化、連携のシステム化 等

市民活動センターの機能充実について

1 施設名称

東海市立市民活動センター

2 施設の設置及び管理に関する条例上の目的（抜粋）

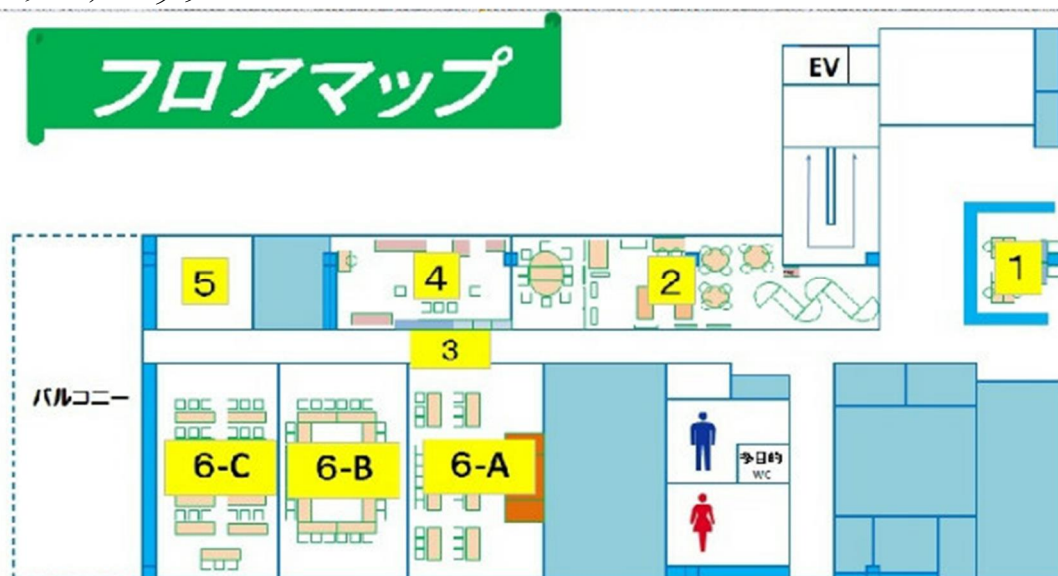
第3条「市民活動の健全な発展を図るため、東海市立市民活動センターを設置する。」

3 機能

情報・交流コーナー、印刷・作業室や会議室などを備え、市内で市民活動、ボランティア活動、NPO活動を行っている方々、興味関心のある方の交流・情報交換・資料作成のための施設です。

4 施設概要

(1) フロアマップ



番号をクリックして下さい。詳細を見ることができます。

1	受 付	2	情報・交流 コーナー	3	ギャラリー スペース	4	印刷・作業室
5	小会議室	6	大会議室		男性トイレ		女性トイレ

情報・交流コーナー…市民団体の情報収集・発信を支援します。

大会議室・小会議室…研修や会議などにご利用いただけます。(有料)

会議室は登録がなくても利用できます。

(2) 開館時間

午前9時～午後9時（会議室は延長利用により午後10時まで利用可）

(3) 休館日

年末年始（12月29日～1月3日）と毎月第4月曜日（祝日の場合は翌日）

(4) 変遷

平成18年（2006年）4月に現在の東海市立横須賀図書館に開館し、平成23年（2011年）4月1日より現在の太田川駅東のソラト太田川3階の東海市民交流プラザ内に移転しました。

5 団体登録制度について

市民活動センターを利用することができる方は、原則、市内において市民活動を行っている方（団体を含む。）であり、団体登録制度を導入しています。

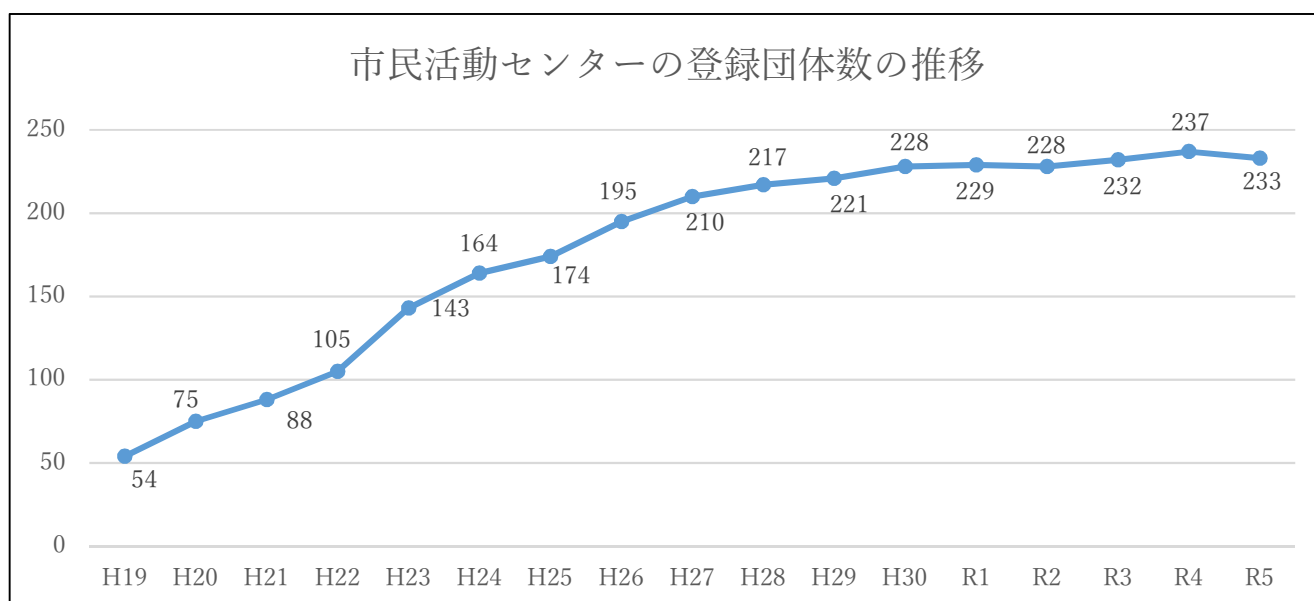
なお、条例で管理上支障がないと認めるときは、登録団体以外の者にも利用させることができると規定しています。

【施設の設置及び管理に関する条例上の「市民活動」とは】

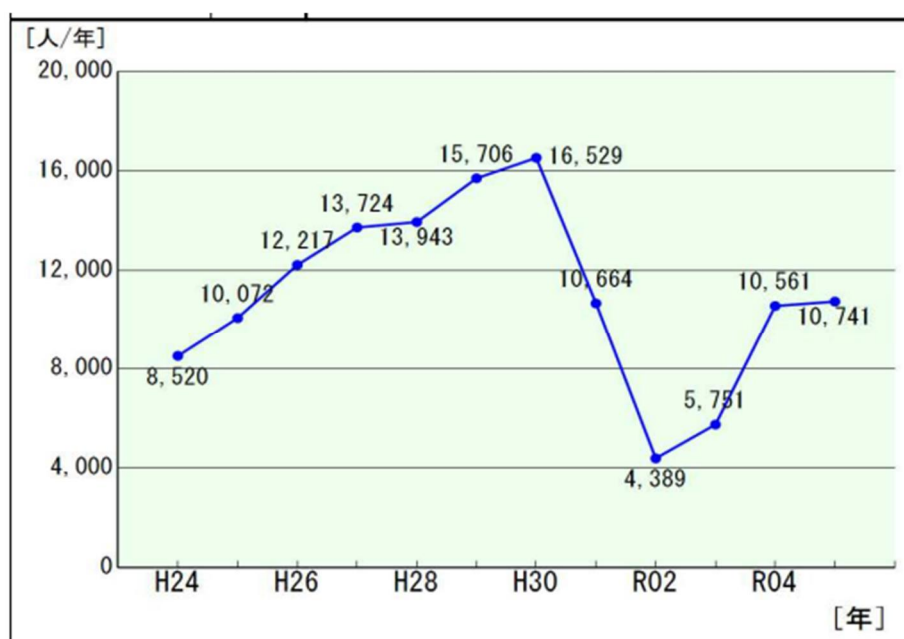
市民が自主的に行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項に規定する特定非営利活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの）であって、その活動が宗教活動、政治活動及び選挙活動のいずれにも該当しないものをいいます。

6 施設に関連する統計データ

(1) 市民活動センター登録団体数の推移



(2) 市民活動センター来館者数（市民活動目的）



(3) 東海市協働推進体制づくりの検討に係る団体アンケート調査（令和6年9月実施）

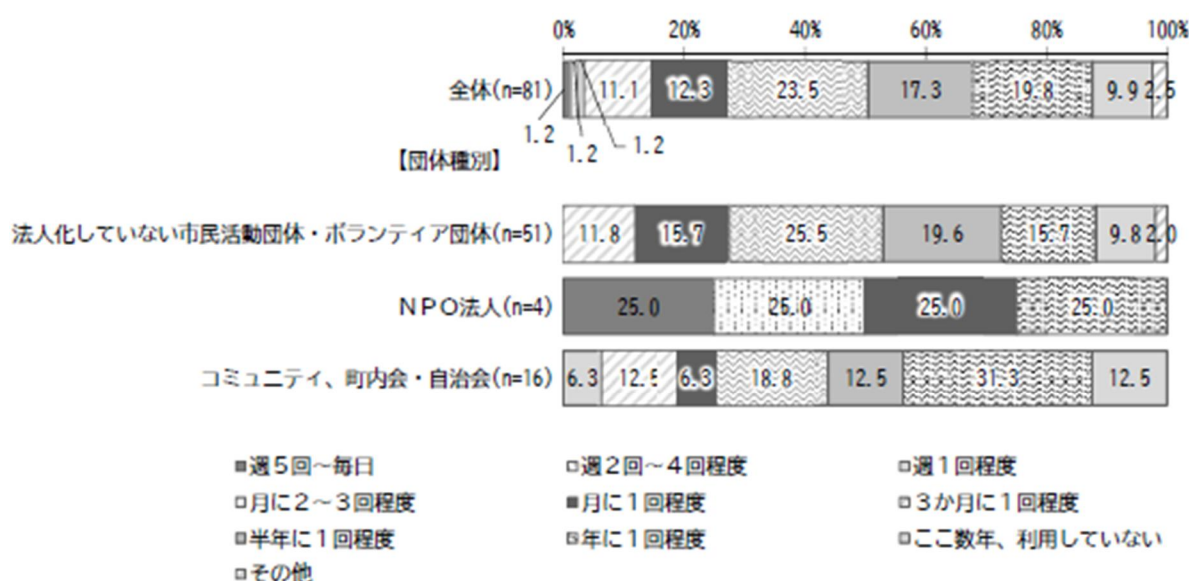
問 16 市民活動センターの利用頻度について教えてください。＜単数回答＞

全体で「3か月に1回程度」が23.5%と最も高く、次いで「年に1回程度」が19.8%となっています。

法人化していない市民活動団体・ボランティア団体では、「3か月に1回程度」が最も高く、次いで「半年に1回程度」となっています。

NPO法人では、「週5回～毎日」・「週2回～4回程度」・「月に1回程度」・「年に1回程度」が同割合となっています。

コミュニティ、町内会・自治会では、「年に1回程度」が最も高く、次いで「3か月に1回程度」となっています。



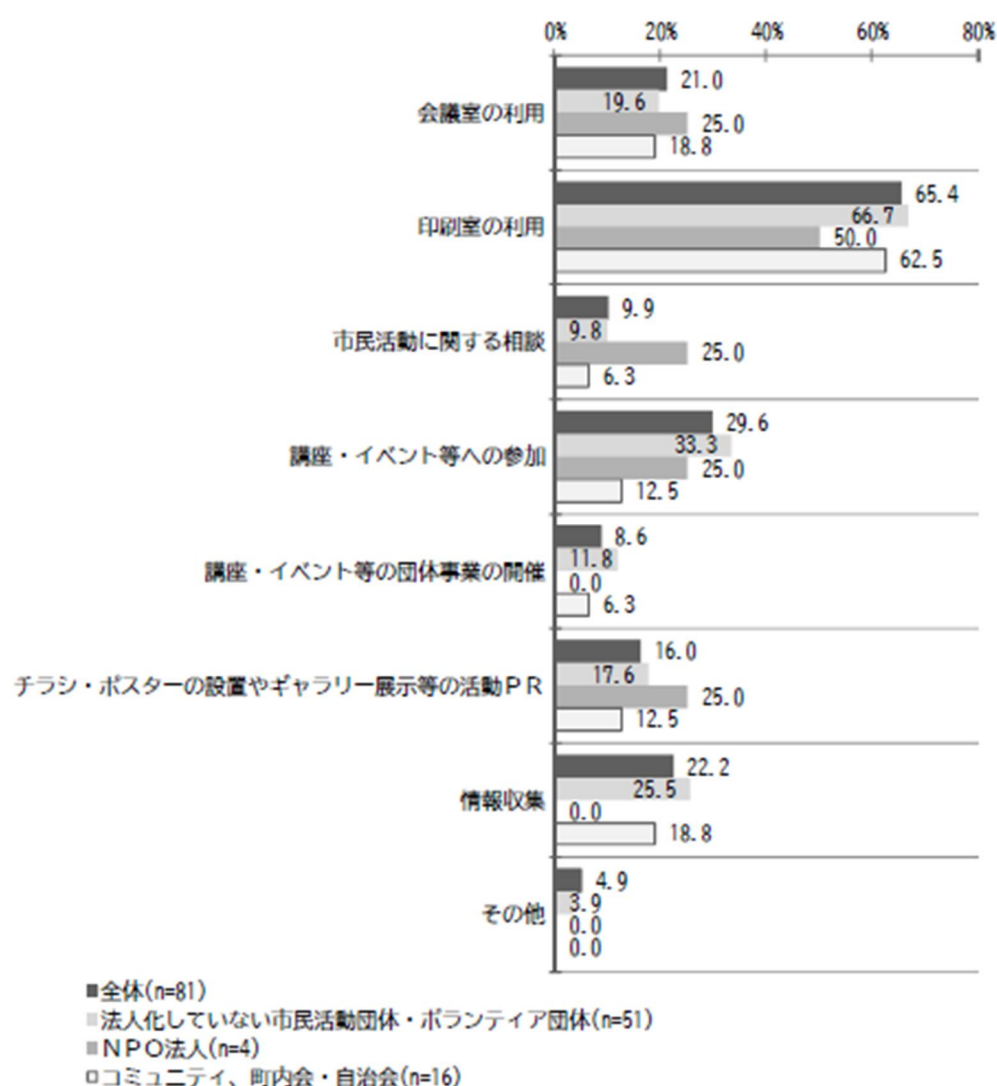
問 17 市民活動センターを利用する主な目的について教えてください。＜複数回答＞

全体で「印刷室の利用」が 65.4%と最も高く、次いで「講座・イベント等への参加」が 29.6%となっています。

法人化していない市民活動団体・ボランティア団体では、「印刷室の利用」が最も高く、次いで「講座・イベント等への参加」となっています。

NPO法人では、「印刷室の利用」が最も高くなっています。

コミュニティ、町内会・自治会では、「印刷室の利用」が最も高く、次いで「会議室の利用」「情報収集」となっています。



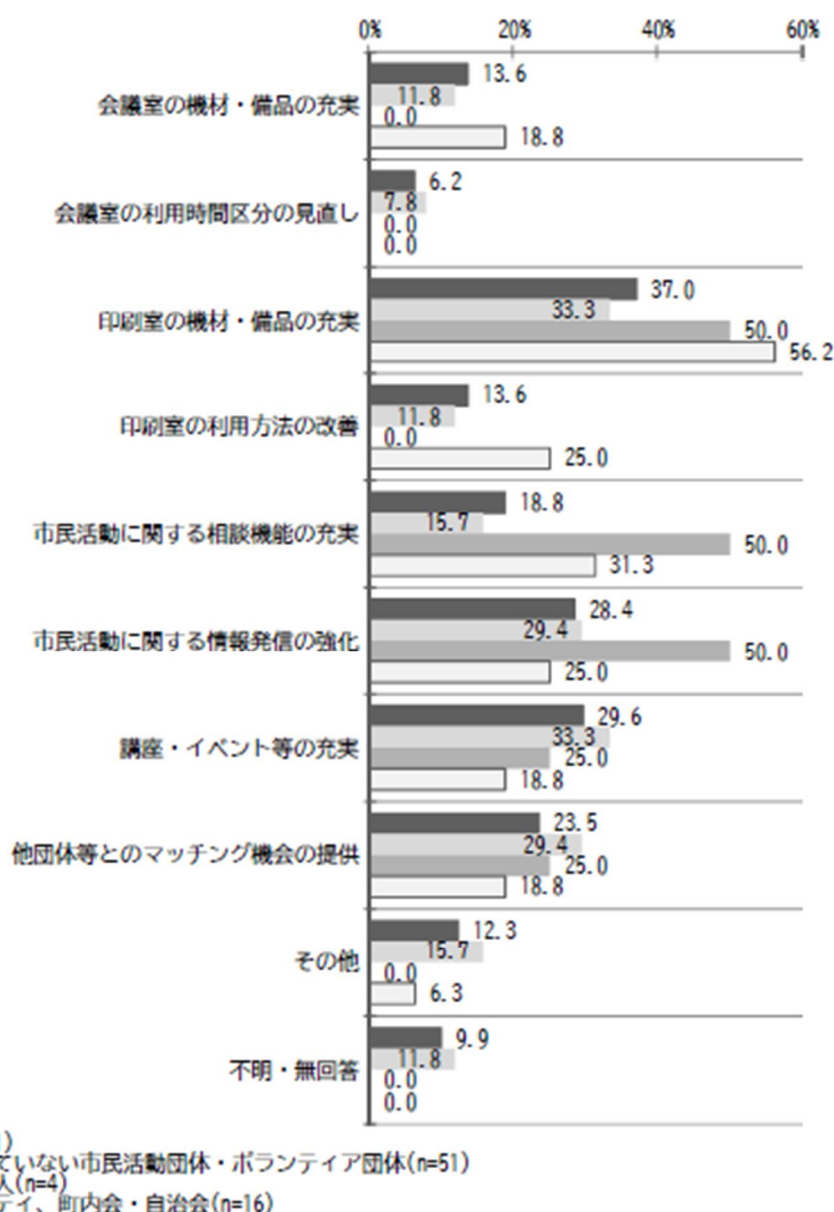
問 18 市民活動センターに期待することについて教えてください。＜複数回答＞

全体で「印刷室の機材・備品の充実」が 37.0%と最も高く、次いで「講座・イベント等の充実」が 29.6%、「市民活動に関する情報発信の強化」が 28.4%、「他団体等とのマッチング機会の提供」が 23.5%となっています。

法人化していない市民活動団体・ボランティア団体では、「印刷室の機材・備品の充実」・「講座・イベント等の充実」が最も高く、次いで「市民活動に関する情報発信の強化」・「他団体等とのマッチング機会の提供」となっています。

NPO法人では、「印刷室の機材・備品の充実」・「市民活動に関する相談機能の充実」・「市民活動に関する情報発信の強化」が最も高くなっています。

コミュニティ、町内会・自治会では、「印刷室の機材・備品の充実」が最も高く、次いで「市民活動に関する相談機能の充実」となっています。



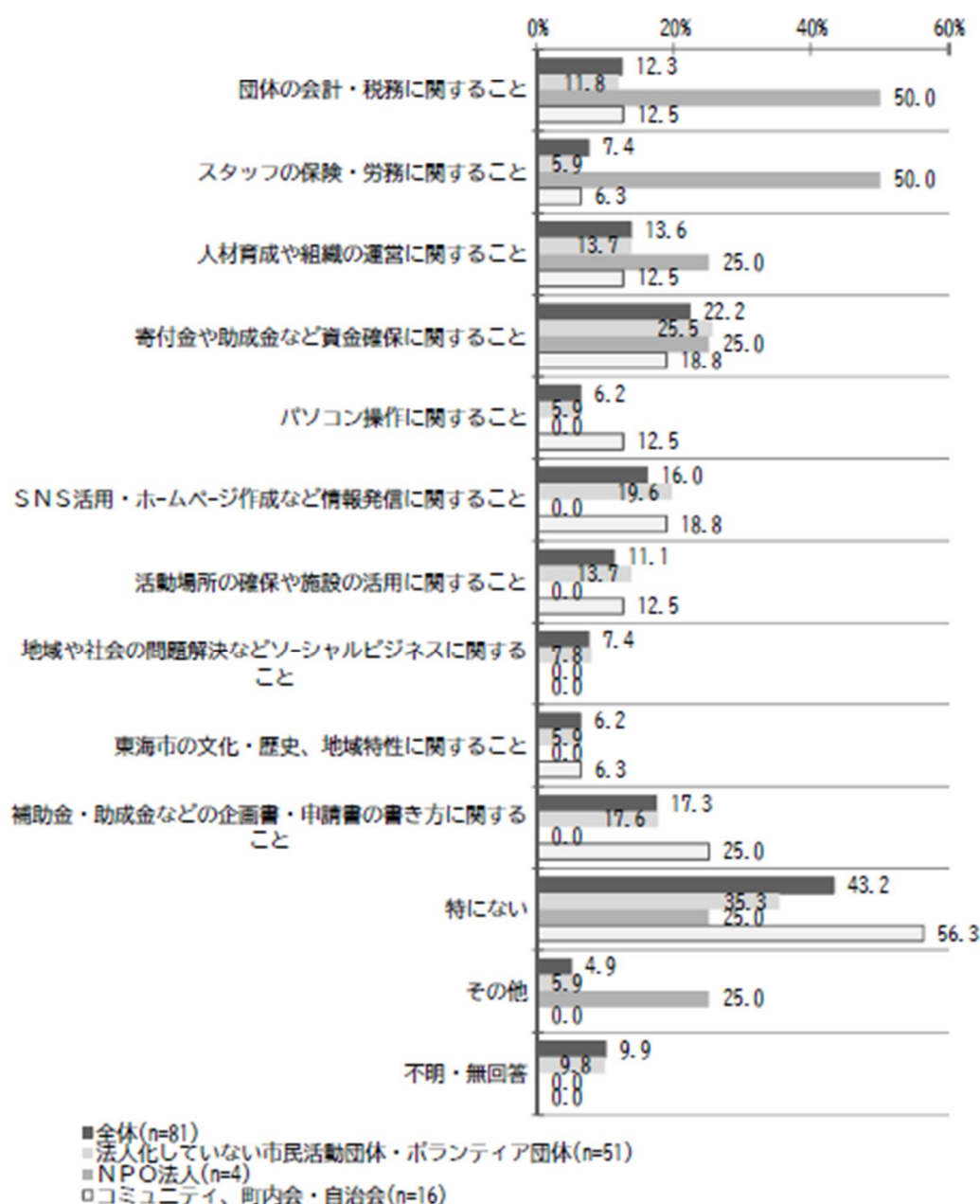
問 20 市民活動センターで受けたアドバイス・相談について教えてください。＜複数回答＞

全体で「特にない」が 43.2%と最も高く、次いで「寄付金や助成金など資金確保に関する事」が 22.2%、「補助金・助成金などの企画書・申請書の書き方に関する事」が 17.3%となっています。

法人化していない市民活動団体・ボランティア団体では、「特にない」が最も高く、次いで「寄付金や助成金など資金確保に関する事」、「SNS活用・ホームページ作成など情報発信に関する事」の順となっています。

NPO法人では、「団体の会計・税務に関する事」、「スタッフの保険・労務に関する事」が最も高くなっています。

コミュニティ、町内会・自治会では、「特にない」が最も高く、次いで「補助金・助成金などの企画書・申請書の書き方に関する事」となっています。



7 県内自治体における市民活動センターの運営状況等について
別添のとおり。

近隣市等の市民活動センター一覧表（案）

【別紙2 関連資料】

No	自治体名	東海市	知多市	大府市	小牧市	犬山市	岩倉市
1	名称	東海市立市民活動センター	知多市市民活動センター	大府市市民活動センター「コラビア」	ワクティブこまき こまき市民交流テラス	犬山市協働プラザ「わんまるーむ」	岩倉市市民活動センター（岩倉市民プラザ）
2	設立年	2006年4月	2007年1月	2009年4月	2020年9月	2020年4月	—
3	設置目的	市民活動の健全な発展・活性化をめざして設置。情報・交流コーナー、印刷・作業室や会議室などを備え、市内で市民活動、ボランティア活動、NPO活動を行っている方々、興味関心のある方の交流・情報交換・資料作成等ができる施設。	市民活動の総合的な推進拠点として開設。まちづくりに関わるさまざまな団体や機関がこのセンターに集まることで、お互いに連携・協力し合い、市民が市民を育てるまちづくりの総合拠点を目指す。	市民活動の健全な発展を図ることを目的に建てられた施設。市民活動・ボランティア活動をしている人、してみたいと思っている人を応援する施設。	市民活動に加えボランティア活動、地域活動、生涯学習活動等の情報提供やそれぞれの活動をつなぐ多機能型施設。	「活躍する多様な市民が地域社会を担う犬山市」を創造することを目的として、市民活動や地域活動などの公益的活動の支援・促進及び多様な主体の協働を推進する事業を実施。分野を超えた人との出会い、さまざまな形で社会とつながるきっかけや、地域の資源が見つかる場所として、個人利用からグループの打合せまで、幅広い利用が可能。	市民活動やボランティア活動、地域の自治活動といった公益的な活動に対して幅広く支援するための拠点として設置。パソコンや印刷機、大判プリンターなどを備えた作業室や、ミーティングや活動の練習等にご利用いただける会議室も整備。市民活動支援センターの登録団体となることで、これらの設備の優先予約や減免料金での利用が可能。
4	委託形態	市直営（運営は委託）	市直営（運営は3団体に委託）	指定管理	指定管理	市直営（運営は委託）	市直営（運営は委託）
5	管理運営者	特定非営利活動法人 まち・ネット・みんなの広場	特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた等	認定特定非営利活動法人 愛知ネット	特定非営利活動法人 こまき市民活動ネットワーク	いぬやま協働まちづくりコンソーシアム ジョインいぬやま	ローカル・ワイド・ウェブいわくら
6	開館時間	午前9時～午後9時	午前8時30分～午後9時30分 ※室によって時間は異なる	午前9時～午後9時	午前10時～午後9時（月～土） 午前10時～午後5時30分（日）	午前9時～午後9時30分 午前9時～午後7時（金）	午前9時～午後9時30分
7	休館日	毎月第4月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）	土・日曜日を除く祝日、年末年始（12月29日～1月3日）	月曜、8月13日～8月15日まで、年末年始（12月28日～翌年1月4日）	毎月第3火曜日及びその前日（ただしその日が休日の場合は開館、水曜日が休館）、年末年始（12月28日～1月4日）	日曜日、年末年始（12月28日～1月3日）	年末年始（12月29日～1月3日）
8	主な業務	①施設の貸室・利用等 会議室、情報交流コーナー、印刷作業室、ロッカー、図書コーナー、掲示スペース等 ②相談業務・支援等 法人の立ち上げ、マッチング、助成金の獲得や多様な主体との連携について ③情報提供 チラシコーナー、会報誌、メールマガジン、HPでの登録団体情報の発信等、団体紹介ムービー ④イベント・講座開催 みんなの広場（年5回）、プラザまつり等	①施設の貸室・利用等 交流室、市民活動室（印刷作業・図書閲覧・ミーティング・メールボックス等）、会議室、ロッカー、掲示スペース、団体活動室）等 ②相談業務・支援等 市民活動に関する相談窓口の設置、補助金・助成金情報の紹介 ③情報提供 会報誌、HPでの登録団体情報の発信等 ④イベント・講座開催 ⑤その他 手作りカフェ（アーダ・コーダ）（サポートちた）	①施設の貸室・利用等 交流スペース、情報コーナー、印刷室、メールボックス、ロッカー、会議室、団体活動室（インキュベートオフィス）、料理室（ワンディシェフ専用）等 ②相談業務・支援等 相談、マッチング、NPO設立、ボランティア紹介等 ③情報提供 市民活動支援サイト、会報誌、メールマガジン、館内掲示、チラシ、HPでの登録団体情報の発信 ④イベント・講座開催 「こらび庵」（ワンディシェフ）、コラビアまつり（年1回）、エンジョイ！コラビア（年1回）、コラビア交流会（年1回）、車座集会（年5回以上）、スキルアップ講座（年5回以上）	①施設の貸室・利用等 多目的室、印刷機、プリンター、作業室、フリースペース等 ②相談業務・支援等 助成金、協働提案事業受付、助言、マッチング、地域の人材を掘り起こす事業 ③情報提供 HPでの登録団体情報の発信 ④イベント・講座開催 講座、研修、交流会の開催	①施設の貸室・利用等 交流スペース、ワーキングルーム、キッズスペース、印刷機、ロッカー等 ②相談業務・支援等 つながりよろず相談会（月2回）、専門相談（随時）（団体活動・事業の運営・広報・ITサポート・ソーシャルビジネス・地域の課題）、地域資源バンク・いぬやまでばん（マッチングサイト）、地域活動の担い手育成事業等 ③情報提供 広報誌、展示スペース ④イベント・講座開催 フューチャーセッション@犬山（なにかやってみたい人が自由に語り合う場）、いぬやまみらいテーブル（協働プラザ内にある交流スペースの一部のテーブルを活用して、「話したいテーマ」や「気になる話題」で、お話会や体験ワークショップなど）	①施設の貸室・利用等 作業室、印刷機、集い室、会議室、多目的ホール等 ②相談業務・支援等 ボランティア募集、 ③情報提供 HPでの登録団体・助成金・講座・イベント情報の発信、団体情報ファイルの設置、団体・イベント紹介ムービー等 ④イベント・講座開催 市民活動支援講座

市民活動団体等の状況に応じた各種支援の充実【他市の事例】

No	項目	愛知県半田市	愛知県小牧市	愛知県岩倉市	神奈川県小田原市	神奈川県藤沢市	東京都武蔵野市
1	概要・目的	市内などで活動するNPOや自治区などの市民活動団体が行う事業を資金面で支援し、グループの自発的・自立的活動の促進を目指す制度	まちづくりの大きな力となる市民活動団体による創意と工夫のある市民活動を支援することにより、住民自治の活性化と協働のまちづくりを推進することを目的とし、団体の運営または自立の強化に要する費用や地域の課題解決に取り組む新たな事業に必要な経費の一部を助成するもの	地域が抱える諸課題の解決を図り、又は市民の福祉向上及びまちづくりに貢献する等の市民活動団体等が主体的に取り組むモデル的な事業について財政支援を行い、団体活動の活性化や市民活動等の拡充を図り、かつ、マルチパートナーシップを促進するための市民活動助成金制度	地域社会が抱える課題の解決に向けて市民活動や協働を応援する制度	3年後に叶えたい未来を具体的にイメージして、「暮らしの豊かさの実現」や、「多様化する地域課題の解決」に向けた、市民活動を行う団体を支援する制度	武蔵野市内に事務所を置く特定非営利活動法人（NPO 法人、以下「団体」という。）が行う公益活動に要する経費の一部を補助することにより、団体の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的としている
2	対象事業	団体が市内において実施する市民活動で令和7年度内に完了できる事業（国、他の地方公共団体、民間団体等による助成金等を受ける事業や、地域固有の祭りやイベント、レクリエーション活動など現在も行われている事業は対象外）	【団体助成】「ひろげる部門」 団体の運営または自立の強化に要する費用、具体的な市民活動に要する費用 《事業助成》「つなげる部門」 申請できる事業の分野は、特定非営利活動促進法（NPO法）に定める活動分野	助成金の種類によって異なり、①は団体の活動の基盤づくりに必要な経費、②は設立して3年以内の団体が年間を通して計画的に実施する事業、③は対象団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する事業、④は市が解決を目指す行政課題に対する提案事業	市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする市民活動	藤沢市内で実施する、暮らしの豊かさの実現や地域社会の課題解決につながる事業で、公益性のある事業	武蔵野市内に事務所を置く団体が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する公益活動（講演会、シンポジウム、講習会、調査、研究事業など）
3	申請できる団体	NPOや自治区などの市民活動団体	『小牧市市民活動推進条例』に基づき、「市民活動団体」として登録されていること。	助成金の種類によって異なり、①は3人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が、市内に在住、在勤または在学していること、②は市民活動支援センター登録団体、③④は市民活動支援センター登録団体または、市内に拠点のある法人格を持つ事業者	小田原市を中心として活動する市民活動団体	市民活動団体	武蔵野市内に事務所を置く特定非営利活動法人
4	助成金の種類と内容	①活動開始初期の団体支援 1団体あたり10万円以内（対象経費の2分の1） ②成長段階の団体の事業支援 1団体あたり100万円以内（対象経費の2分の1） ③地域の連携・協働を深める事業支援 1団体あたり100万円以内（対象経費の4分の3）※小学校区単位の自治区が集まり実施する事業については、1年目に限り助成率をアップ ④市の施策推進に貢献するプロジェクト支援 1団体あたり100万円以内（対象経費の4分の3） ※半田市総合計画に掲げられた「育ちの支援」「学びの支援」を事業目的に明記された事業について、10分の9以内を助成額とする。	【団体助成】 ①「ひろげる部門（助成上限10万円） 【事業助成】 ②「つなげる部門（助成上限20万円） ※いずれも助成率は1回目80%以内、2回目70%以内、3回目60%以内 ※《事業助成》「つなげる部門」については登録団体と他組織（未登録団体、企業など）からなる実行組織も申請可能	①立ち上がり支援コース 設立して1年以内の団体の基盤づくりに必要な経費等を支援（補助率50%以内・上限額2万円） ②はじめの一歩コース 設立して3年以内の団体が行う、3年度以上継続した活動を予定する公益性を有する事業に助成（補助率90%以内・上限額5万円） ③市民提案・公益的事業コース 団体が解決を目指す地域の公共的課題について、自らテーマを設定し提案する公益性を有する事業に助成（補助率50%以内・上限額10万円） ④行政提案・協働事業コース 市が解決を目指す行政課題について、行政から提案のあったテーマに基づき、団体が自らの特性を生かして提案する行政と協働で取り組む事業に助成（補助率100%以内・上限額30万円）	①スタートアップ 市民活動団体が行う新たな事業（補助率100%・上限額10万円） ②ステップアップ これまで行ってきた活動の拡充または発展を図ろうとしている事業（補助率70%以下・上限額20万円） ③市民タイアップ 市民活動団体が他主体（行政は除く）と協働で取り組む事業（補助率70%以下・上限額30万円） ④市民×行政コラボアップ 市民活動団体が行政と新たに協働で取り組む事業（補助率90%以下・上限額30万円）	①スタート支援コース 立ち上げから3年未満の市民活動団体を対象とした、活動のスタートや団体の育成などをサポートするコース（上限20万円） ②ステップアップ支援コース 活動の持続性の向上や、発展につながる事業についてサポートするコース（上限50万円） ③協働コース NPOや企業、行政などの多様な主体による協働での事業と、その団体間のサポートをするコース（1年目上限150万円／2年目上限100万円※2年間合計250万円）	1団体につき20万円が限度（令和6年度の補助金予算の総額は200万円）
5	その他	・①の助成金は1団体1回限り ・②～④の助成金は同一事業の場合、原則3回まで継続可能	・①の助成金は1団体3回まで ・②の助成金は1事業3回まで ・設立5年未満の団体（NPO法人は除く。）が初めて申請する場合は「小牧市地域に還元チャレンジ助成金」からの申請	・②③は市内で活動する他の団体と協働して行う場合は10%加算 ・④はR6年度は「外国ルーツも日本人も親子で参加！多文化子育てサロンの開催」を募集	・①の補助金は1団体1回のみ ・②の補助金は1事業3回まで ・③の補助金は1団体3回まで ・④の補助金は1団体2回まで	・①の補助金は1団体1回のみ ・②の補助金は1団体2回まで ・③の補助金は1団体1回まで	